ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地及び昭和四十一年建設省告示第三千百二十一号で指定した土地の区域を除く。）

福井県小浜市本保
一二号三谷　一一番　一号
四番　六号
六番　十七号
七番　十六号
一〇号芋田　三三番　十三号及び十四号
一一号浦山　二番　七号
七番一　十五号
六二号大岩　二三番　十号から十二号まで
六三号西ノ山　一番　八号及び九号
八番　五号及び十八号
九番　三号及び四号
六四号大月谷　一番　二号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小倉谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
福井県三方上中郡若狭町下野木
四五号桜谷　一五番三から一五番六まで
四六号サコ谷　七番から九番まで
二六番及び二七番
二九番から三四番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福井県三方上中郡若狭町下野木
一四号村下　一番　七号及び九号
三番　八号
四番　二十四号
五番　六号
六番　五号
七番　二十五号
八番　四号
一〇番二　三号
一一番　二号
一一番地先道路敷　一号
一五号村中　七番　二十六号
一〇番　二十七号から二十九号まで
一二番　三十号
一二番地先道路敷　三十一号
一四番一　十五号から二十一号まで
四五号桜谷
一四番二　十三号及び十四号
一五番二　二十二号及び二十三号
一五番三　十二号
四六号サコ谷　五番　十号
八番　十一号

○国土交通省告示第二百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大久保沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成十五年国土交通省告示第千五百五十四号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都三宅島三宅村伊豆
七九一番一　一号及び二号
二二一五番　三号
七九〇番　四号及び五号
七九三番　六号
七九四番一　七号及び八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
伊ヶ谷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線（標柱六号と七号については、平成十五年国土交通省告示第二百十八号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と七号を平成十二年建設省告示第千二百八十号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都三宅島三宅村伊ヶ谷
九六二番三　一号及び七号
九六一番　二号
一一一五番　三号から六号まで
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
カニガ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を平成十五年国土交通省告示第十五号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都三宅島三宅村坪田
五七番　一号から五号まで
六〇番一　六号
六三番　七号及び八号
七一番一　九号及び十号
七二番一　十一号及び十二号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
金曽沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線（標柱十四号と十五号については、平成十五年国土交通省告示第千五百五十四号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十五号を平成十六年国土交通省告示第二百八十五号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
東京都三宅島三宅村坪田
一六九〇番二　一号から四号まで
一六九〇番一　五号
一六八九番一　六号、七号及び十五号
一六七〇番一　八号から十一号まで
一六八八番　十二号
一六六七番　十三号及び十四号

○国土交通省告示第二百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺畑川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
長崎県諫早市多良見町元釜
字東寺畑　二六二番
二六三番一から二六三番三まで
二六五番二
字我須
三七六番一、三七六番二、三七六番四及び三七六番五
三七七番一及び三七七番二
三七八番一から三七八番三まで
字雀岩
三九五番二及び三九五番四
四〇〇番二、四〇〇番四及び四〇〇番一〇
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
長崎県諫早市多良見町元釜
字東寺畑　二六七番一　一号及び二号
二六五番二　三号
二六三番一　四号
四〇〇番一〇　五号
二五〇番　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新港川（ハ）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷
字米山　七七〇番三、七七〇番六及び七七〇番一六
七七一番七から七七一番九まで
七七二番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷
字米山　七七〇番一三　一号
七七〇番一六　二号
七七一番八　三号
七七〇番四　四号
七七〇番五　五号